

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

磐梯町長 佐藤 淳一

市町村名 (市町村コード)	磐梯町 (07407)
地域名 (地域内農業集落名)	一の沢地区 (一ノ沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・後継者不足による耕作者の減少と高齢化により、1経営体の経営規模が縮小し、耕作放棄地が増加する懸念がある。
- ・集落内の農地は、面積が小さく、湧水も多く、排水も悪く、生産性が悪い。
- ・傾斜地に位置する農地であるため、耕作条件の悪さから借り手がおらず、借り受けても草刈りなどの作業負担が大きく継続した耕作が見込めない。
- ・有害鳥獣による被害が拡大し、生産意欲が低下することにより、耕作放棄地の増加が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・集落の農地利用は、他地区の農業者を含め中心経営体である認定農業者が担っていくほか、新たな入作を希望する農業者の受入れを促進して対応する。
- ・水田以外に高収益作物の導入を検討し、誰もが営農活動に参加しやすい地区的な雇用体制を構築して、担い手の負担軽減と地区的な園芸作物の生産率の向上と生産コストの低減により継続可能な農業生産を図る。
- ・農地中間管理機構を活用することで農地の集約を図り、各種支援制度を活用していく。
- ・新規就農者をはじめ地区農業の活性化を担う営農者を確保し、育成するための体制作りを検討し、地域以外の誰もが参入しやすい環境を作る。
- ・共同活動継続に向けた体制づくりのため、地域の広域化、地域間の連携、多様な組織や非農業者との連携を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

日本型直接支払制度の対象農用地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を農地中間管理機構に貸付けていく。中心経営体が病気やケガ等諸事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への再配分を進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権の新規・更新時期等の設定に合わせ農地中間管理機構の利用に切り替えていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手の農業生産効率の向上と、スマート農業の導入や農地集積・集約化を図り省力化を目指した圃場整備に取り組み、余剰労力により受託等面積の拡大に対応していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、町やJAと連携しながら、認定農業者や新規就農者の確保に努め、農地をあっせんし、技術指導の支援を展開していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA農作業受託者会を活用するとともに、今後も作業の効率化が期待できる事業者等の探索に努め、日本型直接支払制度を活用し委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策： 電気柵の設置の継続や有効な忌避剤等の活用、集落点検マップの作成
 ②有機・減農薬・減肥料： 有機農業の推進や講習会への参加及び研究
 ③スマート農業： デジタル技術やドローン等機材を活用しながら作業の簡素化や効率的な生産に取り組む
 ⑦保全・管理等： 日本型直接支払制度を活用しながらエリア内における農地の良好な保全と管理等に努める
 ⑧農業用施設： 野菜等転換に伴うパイプハウスの整備及び共同利用の検討